

各位

長崎県土木部  
(公印省略)

主任技術者を兼務する現場代理人の取扱いについて(通知)

標記については、令和 4 年 1 2 月 2 3 日付け 4 建企第 4 0 0 号で通知しておりますが、令和 6 年 1 2 月 1 1 日付けで建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令が公布されたことにより配置技術者の専任に係る請負代金が変わったため、主任技術者を兼務する現場代理人の取扱いについて下記のとおり改正します。

なお、令和 4 年 1 2 月 2 3 日付け 4 建企第 4 0 0 号は、本通知の適用日をもって廃止します。

記

1. 対象とする工事

県内で発注された公共工事で、主任技術者の専任を要しない、請負額が 4,500 万円未満(建築一式 9,000 万円未満)の工事

2. 主任技術者を兼務する現場代理人が他工事の主任技術者と兼務できる条件

令和 7 年 1 月 2 4 日付け 6 建企第 268 号の通知内「3. 他工事と現場代理人が兼務する場合」にある条件を満たすとき。

3. 発注者への報告

現場代理人が他工事との兼務を行う場合は、所定の様式に必要事項を記載のうえ、事前に発注者の承諾を得ること。また、工事の難易度等により発注者が特に現場への専任を求めるときは兼務できない場合もあるので注意すること。

4. 適用日

令和 7 年 2 月 1 日以降から適用する。

他工事と現場代理人が兼務できる条件

(令和7年1月24日付け6建企第268号)

3. 他工事と現場代理人が兼務する場合

現場代理人の常駐義務の緩和に伴い、発注者又は監督員が求めた場合、求める工事現場に速やかに向かう等の対応を行うことを条件に、以下のいずれかの場合は兼務を可能とする。なお現場代理人は、いずれかの現場に常駐することを原則とする。

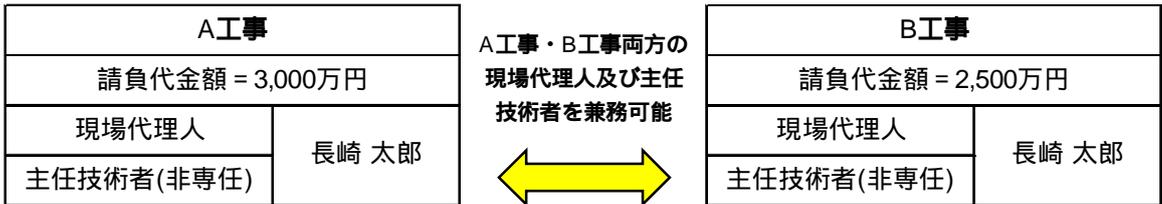
県内公共工事において、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所(10km程度以内)において施工する場合。ただし、各々の工事において、請負額が4,500万円未満(建築一式9,000万円未満)の工事(技術者の専任が必要とされない工事)であること。兼務する工事の件数は、原則2件とする。

同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に関わる工事であつて、かつそれぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められる場合(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る)。

技術者配置のイメージ

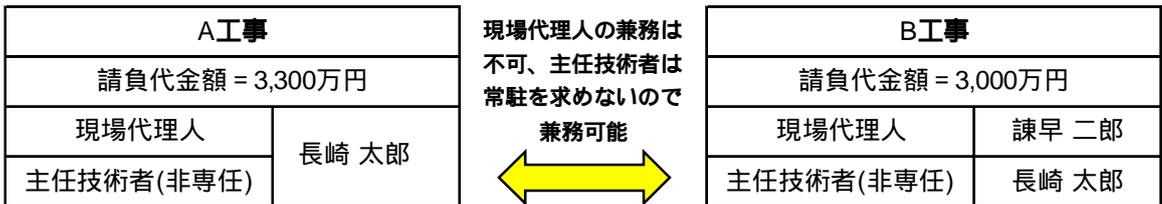
ケース1

令和7年1月24日付け6建企第268号の通知内「3. 他工事と現場代理人が兼務する場合」の条件を満たす場合



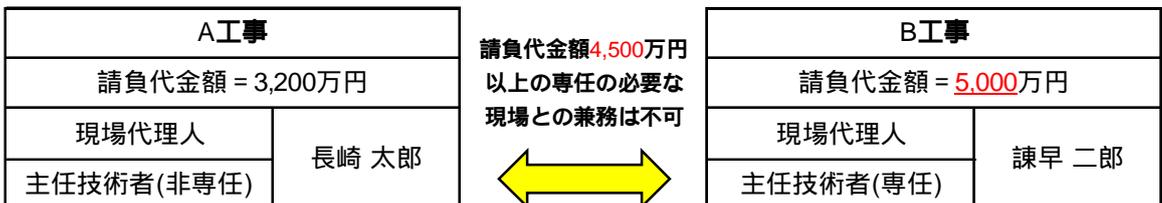
ケース2

令和7年1月24日付け6建企第268号の通知内「3. 他工事と現場代理人が兼務する場合」の条件を満たさない場合(工事間距離が20km)



その他

令和7年1月24日付け6建企第268号の通知内「3. 他工事と現場代理人が兼務する場合」の条件を満たさない場合(相手方工事の請負代金額 = 4500万円以上)



請負代金額 4,500万円未満(建築一式9,000万円未満)は主任技術者の専任を要しない。